

島根県福祉サービス 第三者評価制度について

(令和 7 年度社会福祉法人指導監査説明会・研修会)

島根県健康福祉部地域福祉課

福祉サービス第三者評価とは

福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスの現状について評価を行う仕組み。

➤福祉施設・事業所の福祉サービスの質の向上を図ることを目的としている。

※行政監査（最低基準を満たしているかを確認）との相違

➤評価結果を公表することで、利用者・家族の福祉サービスに関する情報源の一つとなる。

○ 第三者評価受審のプロセスや評価結果の活用が、福祉施設・事業所における福祉サービスの質の向上・改善に向けた取組につながる。

○ 福祉施設・事業所が、利用者・家族や地域社会に対して、福祉サービスの質の向上に、主体的・継続的に取り組んでいることを発信することができ、福祉施設・事業所への信頼と高めることにつながる。

○福祉サービスの具体的な改善点を明らかにし、質の向上に結びつける。

○施設・事業所の福祉サービスの質に関わる取り組みや、成果（よいところ）などを明らかにする。

○利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報となる。

○利用者や家族、地域への説明責任を果たし、信頼を高める。

第三者評価事業の法的位置づけ

社会福祉法

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

第三者評価事業の目的

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」

(厚生労働省子ども家庭局、社会・援護局、老健局長連名通知、平成30年3月26日)

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

(1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置付け

(略)

社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、一義的には社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

各分野における第三者評価事業の位置づけ

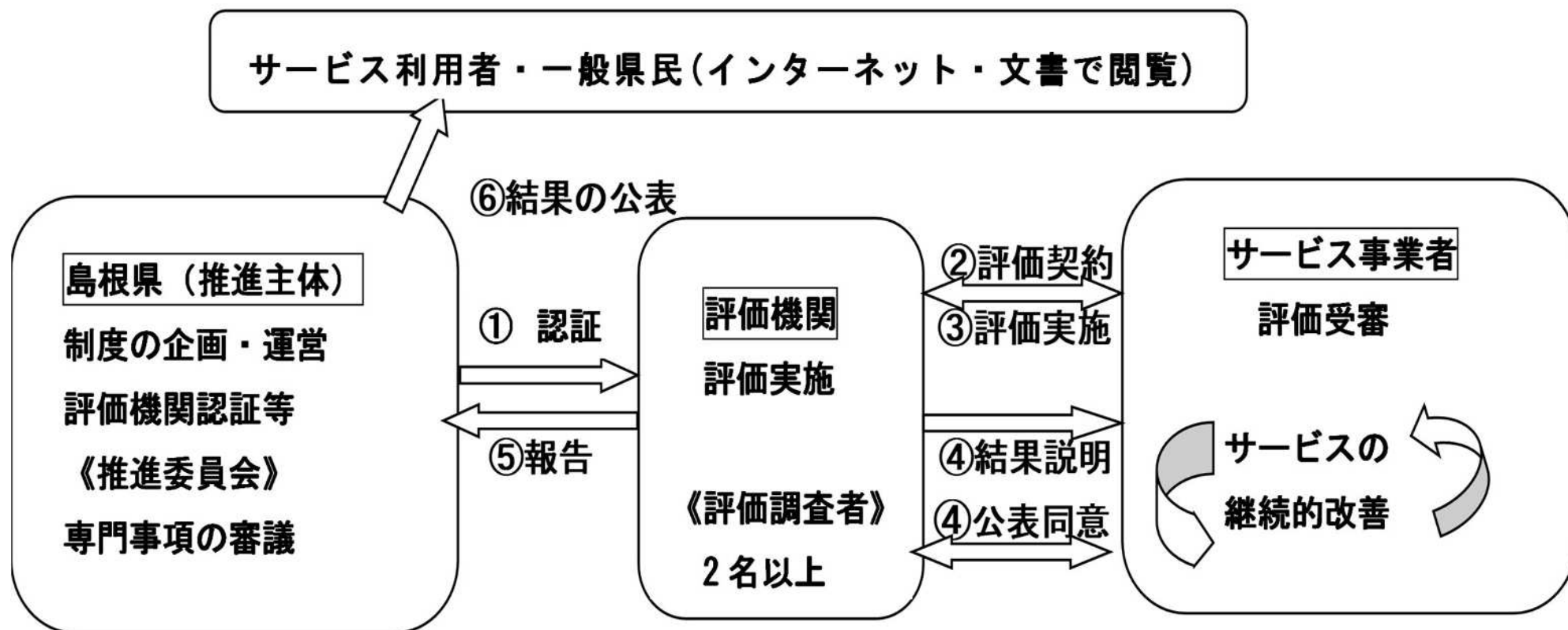
	高齢者・介護	障がい者・児	保育所	社会的養護
受審	任意 ※地域密着型サービスは外部評価受審が義務化→R3年度より外部評価と運営推進会議による評価の選択制に	任意	努力義務 ※子ども・子育て支援新制度の施行に伴い努力義務化	義務 (3か年度に1回以上) ※「設備及び運営に関する基準」
受審率 目標等	高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、養護老人ホームや特養等のサービス区分ごとの数値目標を設定する	障害福祉サービス全体の数値目標に加えて、サービス区分ごとの数値目標を設置する	H27-31年度末までの5年間ですべての事業者で受審・公表を行うことを目標とする (日本再興戦略2015)	全施設 (児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設)
費用の 補助	無	無	5年に1度の受審が可能となるよう受審料の半額程度を公定価格の加算(上限15万円)として補助	3年に1回に限り、31万4千円を上限に措置費の第三者評価受審費加算を算定できる
昨今の 動き	「規制改革実施計画(H29.6.9閣議決定)」で、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受け通知発出	・左記の高齢者分野での対応に即して同様の通知を発出 ・共同生活援助と施設入所支援における地域連携推進会議の設置が義務化(R6年度は努力義務)	・保育所における自己評価ガイドライン改訂(R2.3月)	第5期(R7年度～)にあたり評価基準が改定(R7.3.31付)
情報 公表 制度等	有 ※WAMNETを活用した公表 ※第三者評価の受審状況に関する項目についてシステム改修	有 ※WAMNETを活用した公表(H30.9月から)	各都道府県知事は、子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育支援等の提供する教育・保育の内容、当該施設等の運営状況に関する情報を公表	第三者評価結果、毎年度の自己評価結果を公表しなければならない

第三者評価の対象となる福祉サービス

本県では、社会福祉法の第一種及び第二種の福祉サービスのうち、下記の福祉サービス

高齢者	・ 特別養護老人ホーム ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム（ケアハウス） ・ 介護保険法に定める次のサービスを提供する施設・事業所 施設サービス、居宅サービス、介護予防サービス、 地域密着型サービス、居宅介護支援
児童	★児童養護施設 ★母子生活支援施設 ★乳児院 ★児童心理治療施設 ★児童自立支援施設 ・ 保育所 ・ 認定こども園(幼稚園型を除く) ・ 自立援助ホーム ・ 児童地域型保育事業所 ・ 放課後児童クラブ ・ ファミリーホーム ※★印は受審義務がある社会的養護施設
障がい	・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設 ・ 障害児通所支援事業所 ・ 障害者支援施設 ・ 障害福祉サービス事業所
保護	・ 救護施設

《島根県福祉サービス第三者評価制度のしくみ》



評価項目（高齢者の場合）

共通評価基準（計45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

（理念・基本方針、経営状況の把握、事業計画の策定、福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組）

II 組織の運営管理

（管理者の責任とリーダーシップ、福祉人材の確保・育成、運営の透明性の確保、地域との交流、地域貢献）

III 適切な福祉サービスの実施

（利用者本位の福祉サービス、福祉サービスの質の確保）

内容評価基準（計20項目）

A-1生活支援の基本と権利擁護

（生活支援の基本、権利擁護）

A-2環境の整備

（利用者の快適性への配慮）

A-3生活支援

（利用者の状況に応じた支援、食生活、褥瘡発生予防・ケア、介護職員等による喀痰吸引・経管栄養、機能訓練、介護予防、認知症ケア、急変時の対応、終末期の対応）

A-4家族等との連携

（家族等との連携）

A-5サービス提供体制

（安定的な・継続的なサービス提供体制）

※サービス分野ごとに基準が設定

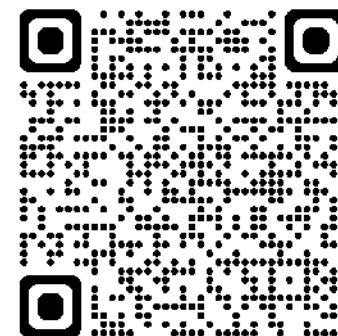
島根県の評価機関（令和7年6月1日現在）

評価機関の名称	所在地	認証年月日
有限会社保健情報サービス	鳥取県米子市	H17.9.1
有限会社ケアオフィス	浜田市	H17.9.1
特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	東京都品川区	H29.1.25
株式会社評価基準研究所	東京都千代田区	R2.4.13
株式会社 f a i r	浜田市	R7.5.22

第三者評価制度の詳細、令和6年度に受審した施設・事業所の評価結果は、下記の県HPに掲載しています。今後の受審についてご検討ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/chiiki/service_hyouka/gaiyou.html

(県HPトップ > 医療・福祉 > 福祉>地域福祉 > 福祉サービス第三者評価 > しまねの福祉第三者評価)



<参考>

全国社会福祉協議会 福祉サービス第三者評価事業HP
<https://shakyo-hyouka.net/>

